株式会社イー・オータマ

別紙第１号

証明等の業務の申込に係る提出書類及び資料

	必要な書類および資料	技適	認証	詳細
1.	技術基準適合証明等 申込同意書	○	○	申請を申込みの際は必ず記入捺印の上、提出
2.	技術基準適合証明申込書	○		技術基準適合証明（技適）申込み際に使用
3.	工事設計認証申込書		○	特定無線設備の工事設計の認証（認証）申込みの際に使用
4.	変更内容説明書	△	△	既に技術基準適合証明を取得した部分との相違点 （新規申請の場合は不要です）
5.	工事設計書	○	○	証明規則別表第二号に係る様式及び書類並びに資料、工事設計の内容を説明する為に必要となる資料及び事項を記載したもの。
6.	確認方法書		○	証明規則別表第四号に揚げられた事項の全てに適合していることを証明するもの。
7.	取扱説明書	○	○	操作マニュアル等、操作およびその保守方法を記載したもの。
8.	図面・写真等	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、その外観（寸法を記したもの）及び部品の配置を示したもの。認証の場合は、認証の表示についてその方法及び寸法を記載したもの。
9.	特性試験結果報告書	△※	△※	特定無線設備を提出しない場合であって、証明規則第七条第三項第二号又は同第十五条第三項第二号で規定する内容が記載されているもの。
10.	申請設備			9.を提出する際は、原則提出不要
11.	その他	△	△	審査の過程で参考となる事項を記載した資料

○ ： 必要

△ ： 審査の内容、経過によっては必要な場合有り

△※： いずれか選択可能

株式会社イー・オータマ

別紙第 2 号

技術基準適合証明等申込同意書

株式会社イー・オータマを「当社」、電波法第三十八条の六に規定する技術基準適合証明もしくは電波法第三十八条の二十四に規定する特定無線設備の工事設計についての認証（以下「証明等」とする。）の申込者を「申請者」として、当社と申請者とは以下の約定により証明等の業務の申込に関し同意する。

第１条(適用)

本同意書は、申請者が当社に証明等の申込を行うことにより、当社が申請者に対して提供する証明業務に適用するものとする。

第２条(本同意書の有効期限)

本同意書の有効期限は、申請者が本同意書に押印または署名をおこなった日から証明書を発行した日までとする。 ただし、本同意書第７条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとする。また、第８条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとする。

第３条(技術基準適合証明申込書もしくは工事設計認証申込書)

1 本同意書と同時に申請者が提出する技術基準適合証明申込書もしくは工事設計認証申込書(以下「申込書」という)は、申込を行う特定無線設備毎に申請者が当社に提出するものとし、申込の全てに対して申請者が責任を負うものとする。

2 申請者が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社に届出るものとする。

第４条(技術基準適合証明等申込書類)

1. 申請者が申込書と同時に当社に提出する技術基準適合証明等申込書類(以下「申込書類」という) の記載事項の真偽については、申請者が全ての責任を負うものとする。
2. 申請者が提出した申込書類に関し、当社が証明等を行うには不十分と判断した場合は、申込書類の追加資料提出を求めることが出来るものとする。

第５条(特性試験結果報告書)

1. 申請者が申込書類の一部として当社に提出する特性試験結果報告書の記載内容の真偽については、申請者が全ての責任を負うものとする。
2. 申請者が提出した特性試験結果報告書に関し、当社が証明を行うには不十分と判断した場合、当社は特性試験等に関する追加の書類、もしくは当該申込設備の提出を申請者に対して請求できることとする。

第６条(審査)

当社は申請者が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、当社の業務規程に基づき、速やかに審査を行うものとする。

第７条(秘密保持)

1. 当社は申請者が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等、業務上知り得た申請者特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負う。

株式会社イー・オータマ

2. 当社は、管轄官庁である総務省からの指導に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、必要最小限の範囲内で申込書類の内容を総務省に開示することがある。
3. 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、申請者が本同意書に押印またはサインを行った日から1年間とする。 ただしこの期間を書面通知により延長することを当社は拒まないものとする。

第8条(責任制限)

1. 当社が証明を行った後、申請者が証明を受けた設備の回路や構成に変更や追加または削除を行い、当社が証明の事実と同一ではないと認める場合は、当社はその一切の責任を負わない。
2. 当社が証明を行った際に申請者に対して提示した条件を、申請者が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、当社はその一切の責任を負わない。

第9条(管轄裁判所)

本同意書に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とする。

第10条(協議)

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、当社および申請者で協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

本同意書の締結を証して申請者が署名(記名) 押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとする。

平成　　年　　月　　日

申請者:

住所　:

氏名　:　　㊞

電話番号:

株式会社イー・オータマ

別紙第 3 号

技 術 基 準 適 合 証 明 申 込 書

株式会社イー･オータマ殿

申請者 郵 便 番 号
住 所（本 社）
法 人 名
役職、代表者名
担 当 部 署
責 任 者 名 印

※[1]私は下記の代理人を定めて、技術基準適合証明に関する申込手続に係る権限を委任します。

申請代理人 郵 便 番 号
住 所
法 人 名
役 職、氏 名 印

別添の工事設計書により電波法第 38 条の 6 の規定による技術基準適合証明について、契約約款に従い申し込みます。

申込の区分		新規 □ 変更の工事 □
特定無線設備の種別		証明規則第2条第1項第 号 の無線設備
特定無線設備の型式又は名称		
特定無線設備の製造者名		
製造番号		
申込台数		
技術基準適合証明を希望する電波の型式、周波数及び空中線電力		
電気通信回線の接続		有 □ 無 □
特定無線設備の提出		有 □ 無 □
特性試験結果資料の提出		有 □ 無 □
変更の工事の場合	工事設計書の変更※[2]	有 □ 無 □
	技術基準適合証明番号等 ※[2]	
	相違点※[2]	（別紙にて記載）

株式会社イー・オータマ

連絡先	郵便番号、住所 部署 氏名 電話 E-mail 又は FAX	
備　　考		

注　※[1]:委任を行う場合に委任者などを記載する。委任がない場合は不要です。

※[2]:申込区分が新規の場合は不要です。

工 事 設 計 書

<table>
<tr><td colspan="2">1 通 信 方 式</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
送信機</td><td>(1) 定 格 出 力</td><td></td><td colspan="2">(2)発射可能な電波の型式及び周波数の範囲</td><td></td></tr>
<tr><td>(3) 発 振</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>(4) 変 調</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">3 製 造 者 名 等</td><td>製 造 者 名</td><td colspan="2">型式又は名称</td><td>製 造 番 号</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">4 空 中 線</td><td colspan="3">(1) 型 式 及 び 構 成</td><td>(2) 利 得</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">5 附属装置等の種類及び型式又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">6 その他の工事設計</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">7 添 付 図 面</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">8 参 考 事 項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

工 事 設 計 書 ※赤字部分は記入例です。

<table>
<tr><td colspan="2">1 通 信 方 式</td><td colspan="3">※Bluetooth、無線 LAN、Zigbee 等の申請の場合は記入は不要です</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
送信機</td><td>(1) 定 格 出 力</td><td>「10mW」 、
「5～8mW」等</td><td>(2)発射可能な電波の型式
及び周波数の範囲</td><td>G1D
2402～2482MHz
（10MHz 間隔9波）</td></tr>
<tr><td>(3) 発 振</td><td colspan="3">水晶発信
基準周波数 3.0MHz</td></tr>
<tr><td>(4) 変 調</td><td colspan="3">情報変調：BPSK、拡散変調：QPSK、拡散変調速度：1.2288Mcps</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">3 製 造 者 名 等</td><td>製 造 者 名</td><td>型式又は名称</td><td>製 造 番 号</td></tr>
<tr><td>〇〇株式会社</td><td>A-1234</td><td>技適の場合は、記載が必要、</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">4 空 中 線</td><td colspan="2">(1) 型 式 及 び 構 成</td><td>(2) 利 得</td></tr>
<tr><td colspan="2">「半波長ダイポール」 等
（アンテナが複数ある場合は、別紙に記載とする）</td><td>「0dBi」 等
（左記に同じ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5 附属装置等の種類
及び型式又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">6 その他の工事設計</td><td colspan="3">1 の欄から 5 の欄までの記載事項以外の工事設計については電波法第 3 章に規定する条件に合致しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">7 添 付 図 面</td><td colspan="3">無線設備系統図 （その他図面等があれば、記載）</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 参 考 事 項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別紙第 20 号

平成　　年　　月　　日

技術基準適合証明証書再発行依頼書

株式会社イー・オータマ殿

申請者 住　所

会社名

氏　名　　㊞

下記のとおり、 特定無線設備の技術基準適合証明証書の再発行を依頼します。

記

1　特定無線設備の内容

特定無線設備の種別

電波の型式、 周波数及び空中線電力

型式又は名称

製造番号

技術基準適合証明番号

技術基準適合証明の年月日

2 再発行を希望する理由

3 担当者、 再発行証書の送付先、 料金の請求先

会社名及び氏名

申し込み担当者

住所

連絡先電話番号

証書の送付先

別紙第 4 号

技術基準適合証明を受けた特定無線設備との相違点

変更の工事の種類(※)	相違内容				備考
	相違箇所	新	旧	電気的特性	

※ 変更の工事の部分もしくは内容を記載して下さい。